

## 行政の焦点



依然として厳しい経済状況が続きますが、現在、労働者の健康管理は非常に重要な時期であります。

相談件数は、平成20年の当署の現状を見ますと、相談件数は、平成20年のサブプライムローンの不況以降、増加しつづけ、平成21年は16、267件、昨年22年は19、418件とさらに増加しました。

内訳は、労働者10、672件、会社側7、163件、その他1、583件でした。その他は、労働者の家族、知人などです。相談件数は、労働者ば

かりでなく、会社の方からの相談も増え続けています。

請求を見ましても、過労死など脳心疾患、過労自殺などの精神疾患とも昨年度は急増し、4月以降、現在（3月10日）まで、脳心疾患13件、精神疾患16件もの請求がありました。以上を考えますと、今、

### 地域産業保健センターの一層のご活用を

労働者で多い相談は、「長時間のサービス残業をさせられ、病気になつても年休も取らせてくれない」など、中味も極めて深刻なものが目立つてきています。

一方、当署へ提出された定期健康診断の結果につきましても、有所見率が年々高くなつてきており、平成21年の有所見率

労働者の健康状態は非常に深刻な状態になつているものと考えられます。その理由の一つには、過去の何度も厳しい不況で、効率化をどんどん進め、仕事の密度が非常に高くなり、それだけ、仕事の負荷、精神的な負荷が非常に大きくなつたことが挙げられます。

労働基準行政で推進し、

てきました「過重労働防止対策」では、①「時間外労働削減・年次有給休暇取得促進などの労働時間対策」、②「事業場内の健康管理対策」の2つがありますが、ここで「健康管理対策」について考えてみます。

50人以上の事業場では、産業医、衛生管理者、衛生委員会を中心とした健康管理に関する体制を整備し、組織的に健康管理

面接指導することが困難な場合、地域産業保健センターを活用することとされています。

この場合、該当労働者の勤務状況（総労働時間数、時間外・休日労働、業務内容などを記載した書面を事前に提出し、面接指導結果の記録を保存しなければなりません。地域産業保健センターは、まだまだ、ご存じでない方もいるようですが、設置目的が「地域の50人未満の事業所で働く人達の健康と保健を守るサービスの提供」とされており、今後、一層のご活用が望まれています。

なお、50人以上、未満に行わせた労働者の面接指導の実施方法・実施体制、申出の環境整備などを行い、長時間労働による健康障害防止対策を樹立しなければなりません。

一方、50人未満の事業場では、一定以上の長時間労働を行わせた労働者に対して、医師を選任し、